

「港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドライン」の策定について

報告内容

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、港区いじめ防止基本方針に準じて、「港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドライン」を策定します。

1 策定理由

幼児期は、人と関わる基礎となる力を育む時期であり、幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要です。

一方で、幼児期特有の発達から見れば、幼児同士のいざこざや友達関係づくりのつまずき、精神的な不安定さ等からいじめに類する事案につながることは十分予想されます。

このため、幼児であっても、長い間、いざこざが続いている場合など、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについては「いじめに類する事案」と認識し、重大な事案につながらないよう未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することが重要です。

区及び教育委員会は、児童・生徒については、いじめ防止対策推進法及び文部科学省が示す「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)に基づき、「港区いじめ防止基本方針」を定めています。

幼児期の段階においても、幼児一人ひとりが安心して楽しく過ごせる環境を整備することが重要であることを踏まえ、区の基本方針に準じて、「港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドライン」を策定します。

2 施行期日

令和8年4月1日

港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドライン

目次

はじめに

第1 基本的な考え方

- 1 幼児期の発達
- 2 園の生活
- 3 生活の中で学ぶ

第2 具体的な取組

- 1 基本姿勢
- 2 園の取組
- 3 区及び教育委員会の取組
- 4 解決に向けた取組

おわりに

はじめに

幼児期は、人と関わる基礎となる力を育む時期であり、教師・保育士が幼児同士の様々ないざこざ等を丁寧に見守りながら、幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要である。

一方で、幼児期特有の発達から見れば、集団生活を営む園生活において、幼児同士のいざこざや友達関係づくりのつまずき、精神的な不安定さ等からいじめに類する事案につながることは十分予想される。このため、幼児であっても、言葉のやりとりが激しかったり長い間、いざこざが続いている場合など、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについては「いじめに類する事案」と認識し、重大な事案につながらないよう未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することが重要である。

区及び教育委員会は、児童・生徒については、いじめ防止対策推進法及び文部科学省が示す「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）に基づき、「港区いじめ防止基本方針」を定めている。

幼児については、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること、幼児一人ひとりが安心して楽しく過ごせる環境を整備することが幼児期の段階において重要であることを踏まえ、区の基本方針に準じて、「港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドライン」を策定する。

区及び教育委員会、園の教師や保育士等は、幼児期の発達の特性を十分に理解した上で、本ガイドラインに基づき、園全体でいじめに類する事案の防止、早期発見に取り組むとともに、いじめに類する事案を確認したときには適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(参考)

*いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

*「いじめに類する事案」について

文部科学省が示す「いじめ」の定義では、対象を小中学校以降の児童、生徒としている。制度上、幼児を対象としていないことから、区及び教育委員会では、幼児教育においては、「いじめに類する事案」としている。

第1 基本的な考え方

1 幼児期の発達

幼児が生活する姿の中には、幼児期特有の状態が見られる。区及び教育委員会、園などの幼児教育に携わる関係者は、幼児期の発達の特性を十分に理解して、幼児の発達の実情に即応した教育・保育を行うことが大切である。

- 幼児期は、身体が著しく発育するとともに、運動機能が急速に発達する時期
自分の力で取り組むことができることが多くなり、幼児の活動性は著しく高まる。
そして、ときには、全身で物事に取り組み、我を忘れて活動に没頭することもある。
こうした取組は運動機能だけでなく、他の心身の諸側面の発達をも促すことにもなる。
- 幼児期は、次第に自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や教師・保育士等などの大人にまだ依存していたいという気持ちも強く残っている時期
幼児はいつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ受け入れられているという安心感などを基盤にして、初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができる。幼児期において依存と自立の関係を十分に体験することは、将来にわたって人と関わり、充実した生活を営むために大切なことである。
- 幼児期は、幼児が自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受け止めている時期
幼児は、自分なりのイメージをもって友達と遊ぶ中で、物事に対する他の幼児との受け止め方の違いに気付くようになる。また、それを自分のものと交流させたりしながら、次第に一緒に活動を展開できるようになっていく。
- 幼児期は、信頼や憧れをもって見ている周囲の対象の言動や態度などを模倣したり、自分の行動にそのまま取り入れたりすることが多い時期
この対象は、初めは、保護者や教師・保育士等の大人であることが多い。やがて、幼児の生活が広がるにつれて、友達や物語の登場人物などにも広がっていく。このような幼児における同一化は、幼児の人格的な発達、生活習慣や態度の形成などにとって重要なものである。
- 幼児期は、環境と能動的に関わることを通して、周りの物事に対処し、人々と交渉する際の基本的な枠組みとなる事柄についての概念を形成する時期
例えば、命あるものとそうでないものの区別、生きているものとその生命の終わり、人と他の動物の区別、心の内面と表情など外側に表れたものの区別などを理解するようになる。
- 幼児期は、他者との関わり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期
また、幼児同士が互いに自分の思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることを通して、きまりの必要性などに気付き、自己抑制ができるようになる時期
特に、幼児は、大人の諾否により、受け入れられる行動と望ましくない行動を理解し、より適切な振る舞いを学ぶようになる。

2 園の生活

園の生活は、様々な活動が幼児の意識や必要感、あるいは興味や関心と関連して、連続性をもちながら生活のリズムに沿って展開される、自然な流れを大切にして、幼稚園の教育課程や保育園等の全体的な計画のもとで展開される配慮に基づいた生活である。園の生活の中で、一人一人の幼児が十分に自己を発揮することによってその心身の発達が促されていく。そのため、園の生活の特徴を十分に理解する必要がある。

(1) 同年代の幼児との集団生活を営む場であること

園では、幼児は多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていく。このような集団生活をとおして、幼児は、物事の受け止め方などいろいろな点で自分と他の幼児とが異なることに気付くとともに、他の幼児の存在が大切であることを知る。また、他の幼児と共に活動することの楽しさを味わいながら、快い生活を営む上での約束事やきまりがあることを知り、さらにはそれらが必要なことを理解する。こうして、幼児は様々な人間関係の調整の仕方について体験的な学びを重ねていく。

(2) 幼児を理解し、適切な援助を行う教師や保育士等と共に生活する場であること

園の生活において、一人ひとりの幼児が発達に必要な体験を得られるよう、幼児の発達の実情や生活の流れなどに即して、教師や保育士等が幼児の活動にとって適切な環境を構成し、幼児同士のコミュニケーションを図るなど、適切な援助をしている。園の生活に慣れるまでの幼児は、新たな生活の広がりに対して期待と同時に、不安感や緊張感を抱いていることが多い。そのような幼児にとって、自分の行動を温かく見守り、必要な援助の手を差し伸べてくれる教師・保育士等の配慮により、園が遊ぶ喜びを味わうことのできる場となることが大切である。その喜びこそが生きる力の基礎を培う。

(3) 適切な環境があること

園においては、教育的な配慮の下に幼児が友達と関わって活動を展開するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するための時間や空間はもとより、幼児が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が用意されている。このような環境の下で、直接的・具体的な体験をとおして一人ひとりの幼児の発達を促していくことが重要である。さらに、幼児の発達を促すための環境は、必ずしも園内だけの環境にとどまらず、近くにある自然の多い場所や地域の行事への参加や地域の人々の園訪問などの機会も、幼児が豊かな人間性の基礎を培う上で貴重な体験を得るための重要な環境となりうる。

3 生活の中で学ぶ

(1) 園で生活するということ

園で生活するということは、自分以外の他者を常に意識し、他者に影響されていることである。幼児は、友達に影響されながら、逆に自分が友達に影響を与えるという相互的な影響関係の中に常にいる。この相互的な影響関係の中で、幼児は、自分が友達にされて嬉しい体験や悔しい体験、逆に自分が友達を喜ばせたり悲しませたりした体験をする。友達が喜んでくれたときには、自分も喜びを覚え、友達を悲しませてしまったときには、後ろめたさを覚えるかもしれない。幼児は、自分が友達に何かされることにおいても、友達に何かすることにおいても、喜び、驚き、悔しさ、落胆など何らかの感情を伴う体験をする。この友達との関わりにおいてなされる体験をとおして、幼児は、人と共に生きていく上での大切なことを学んでいく。それゆえ、教師や保育士等は、友達との関わりの中で幼児が経験している様々な感情を見逃さないように心して、幼児が心を揺さぶられている体験を大切にすることが重要と言える。

(2) 実感として心にしみてわかること

幼児が本当に人として成長していくには、人が不当な扱いをされたときの悔しさや悲しさなどが実感として心にしみてわかることが重要である。

実感として心にしみてわかることは、言葉による指導だけでは不可能である。例えば、教師が「人をたたくことはいいことですか」と尋ねれば、幼児たちは「いけないこと」と答えるだろう。しかし、実際の生活の中では、ことの成り行きから、つい友達をたたくこともあるだろう。言葉の上で行ってよいことと悪いことの区別を知っていることと、身をもってそれを実践できることは異なるのである。行ってよいことと悪いことの区別が実行されるようになるには、それが問題となる体験を何度か繰り返しながら、実感として感じとられることが必要であり、そのきっかけは、友達との関わりの中にある。

幼児は友達との関わりの中で、相手の感情に触れるとき、自分が友達にしたことの意味に気付くことができる。さらには、自分の行為が社会的に正しい行動だったのか間違った行動だったのかを考えることもできる。もちろん、幼児が自分の行動を振り返り、その行為の意味を反省することは容易ではないが、友達と共に生きることに直接関わる問題として、自分の行為の意味に気付けるなら、行ってよいことと悪いことは実感として幼児の心にしみこむものである。

行ってよいことと悪いことが実感として心にしみてわかるということは、幼児が行動のよしあしの理由を必ずしも言葉で説明できてわかることに限らず、何となくよしあしが実感されているということこそが重要なのである。なぜなら、実感されたことは忘れないからであり、それが物事の道理を言葉で理解していく土台になるからである。

教師・保育士等は、友達との関わりの中で起こる幼児自身の行為への気付きを大切にすることが必要である。

(3) いぎこぎ・葛藤の体験の意味を理解すること

いわゆる「いぎこぎ」は、幼児が行ってよいことと悪いことを実感として心にしみてわかる一つの体験であり、幼児の発達にとって必要な体験でもある。

重要なことは、幼児たちが互いに感情を表出し合い、自分の方が正しいと思っていること、相手の方が間違っていると思うことを主張し合うことで、幼児たちが自分をさらけだしてぶつかり合うことが、「いつでも自分が正しいわけではないこと」や、「友達と一緒に生活する上で大切なこと、してはいけないことがあること」などの気づきを生む。何度もいぎこぎを体験する過程で、あるときは加害的な立場に、あるときは被害的な立場になるというように、相対立する立場を体験し、こうした過程を経て、徐々に気付いていくようになる。

幼児の中に道徳性の芽生えとして浸透していく過程では、自分の欲求を優先したい気持ちと友達の欲求を優先すべきと思う気持ちの間で、あるいは、自分が正しいという思いとそうは言いながらも友達を泣かせてしまった後ろめたさの思いとの間など、葛藤するようになる。

幼児が、対立する価値観や感情の間で葛藤する姿は、すでに幼児の中に道徳性が芽生えていることを意味する姿である。教師、保育士等は、幼児が葛藤している姿を認め、葛藤している気持ちを受け止めることが大切であり、幼児の行動の結果ばかりにとらわれず、心の動きに目を向けることが必要である。

第2 具体的な取組

1 基本姿勢

幼児に道徳性が育っていくには時間がかかる。教師・保育士等は、時間をかけて根気よく、着実に道徳性の芽生えを培うよう指導をする。

その上で事態が生じた場合に即時対応できるようにするため、日頃から様々な場面での幼児の姿から行動の意味や内面を読みとり、判断し行動できるように努める。

(1) 幼児自身が愛されていることを実感できるように関わる

幼児一人ひとりに目を向け、丁寧に応じることをとおして、幼児自身が周囲に愛されていることを実感することで幼児が他者に対して心を開き、他者を受け入れようとする心情や態度等が育まれるよう、幼児の身になり幼児の立場に立って関わる。

(2) 幼児と向き合い、心を通わせる

幼児の心の動きに繊細な注意を向け、それを感じ取れる心のゆとりをもち、教師・保育士等と幼児が互いに相手の心情や思いなどに触れるようにする。

(3) 幼児の行動の意味をより深く理解する

幼児を理解することは、幼児の行為の意味を理解することであり、行動の目的と動機を理解することである。「なぜ〇〇したのだろうか」と改めて幼児の行為の意味を考えてみたり、別の見方をしてみようと試みたりする。

(4) 肯定的に見る

幼児を否定的に見てばかりいると、幼児は心を閉ざし、教師・保育士等の言葉を聞き入れようとしなくなる。さらには、学級（クラス）の他の幼児たちまで否定的に見るようになる。教師・保育士等が肯定的に見てみることで、その幼児との関係が友好的な関係に変わってくるのが起こり、幼児との関係をよりよい方向に変えることができる。そのような関係の中で幼児期の道徳性の発達を促すように努める。

(5) 幼児の発達の過程に目を向ける

幼児教育は、発達を促す教育である。幼児一人ひとりの発達の過程に目を向け、その幼児の今日までの姿を踏まえながら今後の見通しをもち、連続した見通しの中で、その幼児の発達の仕方に即した指導を行う。

(6) 状況に応じた多様な関わりを大切にする

□同じ行動でも状況により意味が異なることを理解する

幼児が人として好ましい行動をしているかの判断は、幼児の置かれている状況により変わる。いつでも同じように幼児を指導することはできず、幼児の行動がどういう意味をもつのかを考えた上で、幼児がその状況を理解した上で、その状況に合った行動がとれるように、教師・保育士等は、状況に応じて多様な関わり方をする。

(例) 友達を仲間外れにしないことは一般的には正しいルールであっても、役割にこだわってごっこ遊びをしている幼児たちが、後から入りたいという友達を直ちに受け入れなかった場合、必ずしも安易に非難するものではない。

□幼児同士のやりとりを見守る

集団生活の中で望ましくない出来事が生じたとき、大人が仲立ちする場面はあるが、常に幼児の心の動きに注目し、幼児同士のやりとりを見守り、幼児が考えたことを、社会的な視点で意味付けて、幼児に分かるように示す。

(例) 使っている積み木を断りもなく勝手に使ったり、砂場につくってあった大きな山をわざと壊したりした場合、なぜその行動に至ったのか互いの感情を主張することによって、相手の気持ちを理解し、してはいけない行動であると実感することができる。

□幼児の気持ちを受け止めつつ、教師・保育士等の願いを伝える

幼児の気持ちを受け止めることとともに、行ってよいこと悪いことや生活のきまりなどを教師、保育士等の願いとして幼児に伝え、幼児と共に解決方法を考える姿勢で、幼児が他者へと意識を向け、他者の気持ちや願いにも気付くきっかけを与える。

□毅然とした態度で教師・保育士等の願いを伝える

これだけは幼児にわかってほしいということは、幼児としっかり向き合い、幼

児と共に解決方法を考える姿勢で、毅然とした態度で伝える。ただし、毅然とした態度をとる際、基本的な信頼関係を損なわないように常に配慮する。

□教師・保育士等自身がよいモデルになる

幼児は、教師・保育士等の態度や行動からも社会的な価値を学んでいる。教師・保育士等自身が、身をもって態度や行動に道徳性を表す。教師・保育士等が、相手によらず誰に対しても誠実であり、幼児を一人の人格として尊重する。

2 園の取組

日常生活の中で、一人ひとりの幼児理解に基づく評価・反省を踏まえ、指導の改善に努めるとともに、日頃から、家庭・地域との緊密な連携・協力のもと、不安や心配事を共有し、即時対応する。

(1) 幼児一人ひとりの人権を尊重した取組

幼児一人ひとりが思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、幼稚園の教育課程・保育園等の全体的な計画において、道徳性・規範意識の芽生えを培う取組やいじめに類する事案の未然防止のための取組、早期発見・即時対応のあり方、教育相談体制、園内研修、保護者や地域等との連携などの事項などを位置付ける。

また、障害の有無、外国人幼児等にかかわらず、個々の幼児の理解を深めるとともに、個別の記録等を活用した情報共有を行いつつ、当該幼児のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

さらに、日々の活動や園内研修等の機会で、人権尊重の意識を高め、教師・保育士等の資質の向上に努める。

(2) 道徳性の芽生えを培う指導の充実

発達の段階に応じて、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるように、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすることを、各園の年間指導計画に位置付け、適宜見直しを図る。

そして、園生活の中の様々な場面で、道徳性の芽生えを培う指導や自分も相手も大切にしようとする態度・能力を育む。

(3) 家庭・地域との緊密な連携・協力

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」に鑑み、家庭に対し、その保護する幼児がいじめに類する行為を見逃すことのないよう、不安や心配事を相談するよう働きかける。

なお、児童福祉法 第1章総則 第2条 第2では、「児童の保護者は、児童を心

身ともに健やかに育成することにおいて第一義的責任を負う」とあり、幼児教育施設の種類にかかわらず、教育基本法第10条と同義の内容が規定されている。

家庭との連携にあたっては、電話連絡、園だより、保護者会等を通じた緊密な連携・協力を図るとともに、面談や保護者からの連絡カード等で相談しやすい雰囲気づくりに努める。

保護者から相談があった際には、保護者の思いに寄り添った支援及び助言を行い、保護者のニーズに応じて、関係機関や専門家等に相談するなど、連携を図る。

(4) 教職員同士の連携

幼児が安全で安心して生活を送ることができるようにするため、日常的な連携を図り、幼児の発達や遊びの理解などの情報共有に努め、組織で対応する。

□日常的な取組

- ・園での日々の送迎時の声かけや日々の保育記録などを共有し、幼児からのサインを見逃さないようにする。
- ・幼児同士のいざこざについて理解を深め、幼児同士の人間関係の育ちを丁寧に把握する。
- ・トラブルがあった際には、職員会議などで速やかに共有する。
- ・幼児一人ひとりの家庭背景や保護者のニーズを把握する。
- ・懇談会や保護者会などで、園での幼児の遊びの状況等や、発達の過程で見られるいざこざなどの姿を丁寧に説明する。さらに、保護者のニーズに応じて個別に伝える。

□保護者からの相談があった場合

- ・当該幼児や関係幼児の実際の園での様子を参観する機会や、保護者との面談の機会を設定するなど、当該幼児の保護者の気持ちに寄り添った対応を心がける。
- ・当該幼児の心情に寄り添った対応を探る。
(例) 当該幼児が安全で安心して過ごせる環境を確保する。
- ・職員会議等を活用し、不安となっている原因等について共有し、事実確認をする。
- ・当該幼児、関係幼児、直接関わっていない周囲への幼児など、相互理解に働きかける指導をする。

□長期化が見込まれる事態への対応

- ・事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・事態発生についての区及び教育委員会に報告する。

(5) 幼稚園・保育園等間の共有

幼児の転入園の際には、必要な情報を共有する。

- ①幼稚園の幼児が、他の幼児教育施設へ転園する場合、幼稚園幼児指導要録（写）を送付し、必要に応じて対面や口頭により、より細やかな情報を共有する。

②保育園等の幼児が、他の幼児教育施設へ転園する場合は、既存の発達経過記録等を活用するなど、必要な情報が共有できるよう工夫する。

3 区及び教育委員会の取組

区及び教育委員会は、幼児一人ひとりの人権を尊重し、園の教育・保育活動への支援を行うとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、幼児が安全で安心して生活を送ることができるように支援する。

(1) 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層充実させるため、基幹研修を実施する。

(2) 直接的・具体的な体験の充実

幼児の豊かな情操と道徳性の芽生えを培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、幼児期にふさわしい生活の中で直接的・具体的な遊びが充実するよう、区及び教育委員会の職員が園訪問の際に保育観察や面談等を実施し指導・助言をする。

(3) 相談機関等の周知

保護者がいじめに類する事案の相談機関を身近に感じられるよう、区の広報紙やチラシ等を用いて定期的に園からの通知やホームページ等で相談窓口の周知を行う。

例 ・港区子ども家庭支援センター 子どもと家庭の総合相談
・みなと子ども相談ねっと ・こども広聴
・港区立教育センター 子どもの教育相談 など

(4) 幼稚園と教育委員会、保育園等と子ども家庭支援部、それぞれの情報共有

保護者からの連絡のない欠席については、即時、確認をすることを徹底するとともに、長期欠席を余儀なくされている場合について、園と連携し状況を共有する。

4 解決に向けた取組

区及び教育委員会は、苦痛を受けた幼児に寄り添うとともに、各園の対応が適切に行われるよう支援し、家庭、地域、関係機関等との連携によって解決する。当該幼児とその保護者への支援、関係幼児への指導とその保護者への助言、周囲の幼児等への指導を適切に実施できるよう、園を支援し、解決に向けて取り組む。

(1) 関係機関との連携

当該幼児に対して、園や家庭において必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所などの関係機関等と当該行為に係る情報や課題を共有し解決にあたる。

(2) 早期の園復帰に向けた取組

近隣の園や小学校施設と連携し、場所、時間、人数等を配慮し、必要な人的措置も勘案しながら、教育活動を実施できるようにする。

おわりに

本ガイドラインは、一人ひとりの幼児が安全で安心して園の生活を送り、幼児期にふさわしい生活を保障するために、区及び教育委員会、その他教育に関わる全ての関係者が心して取り組めるようにまとめたものである。

幼児期は、友達との関わりが増え、楽しくなる一方で、その中で自分の気持ちを調整することもあるなど、やりたいことだけでなくやるべきことも増えてくる。同時に、保護者は、我が子が「楽しかった」と言えば嬉しいし、「けんかをした」「仲間に入れてもらえなかった」と言えば、園で何があったのだろうと心配し、幼児の成長にかかわって悩みを抱える場合がある。保護者は、幼児からの断片的な一部の情報から推察することになるため、園としては、幼児の園での様子を丁寧に伝えたり、幼児期の間関係の発達などを具体的な事例をあげながら繰り返して話したりするといった丁寧な働き掛けが必要になる。

幼児一人ひとりの成長は、保護者に温かく見守られる中で、初めて確かなものになる。教員・保育士は、幼児と共に生活する中で起こる様々な出来事に沿って、その都度、幼児期の特性や発達に必要な体験など、適切に情報を提供し、理解が図られるよう保護者との信頼関係を深めるとともに、園が率先して、保護者間のつながりをつくっていくことも園の重要な役割であると言える。

そして、区及び教育委員会は、各園が適切に対応できるよう、必要な助言や支援をすることが重要である。それぞれの立場で、幼児の安心・安全な生活を支えることができるよう最善を尽くしていく。